

さんご漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格
さんご漁業	室戸市室戸岬町ビシャゴ渚から真方位154度0分の線以西及び室戸市室津港赤灯台と行当岬突端とを結ぶ直線の中央点を通過する真方位203度0分の線に至る高知県海面。ただし、次に掲げる区域を除く。 ア 水深200メートル以深の区域 イ 距岸2海里以内の区域 ウ ひこ礁の頂点を中心とする半径300メートルの円周内の区域 エ 北緯33度14分以北の区域	3月1日から5月31日まで及び9月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	定めなし
	土佐清水市足摺岬灯台から磁針方位 135 度 0 分の線以西の高知県地先海面。ただし、次に掲げる区域を除く。 ア 水深 200 メートル以深の区域 イ 宿毛市沖の島南側（白岩宴渚共同漁業権境界基点と姫島されたお見通し線南廻り及び弘瀬芦の川共同漁業権境界基点と三ツ渚頂上見通し線までの地先）の距岸 1,000 メートル以内の区域及びその他の海域（宿毛市沖の島北側、姫島、鵜来島及び蒲葵島を含む。）の距岸 2,000 メートル以内の区域 ウ 幡多郡大月町朴崎から真方位 200 度 0 分の線及び幡多郡大月町浅渚崎から真方位 200 度 0 分の線に囲まれた区域 エ 幡多郡大月町勤崎から磁針方位 315 度 0 分の線以北の区域 オ 東経 132 度 23 分以西の区域	3月1日から5月31日まで及び9月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20 トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	定めなし

	カ 幡多郡大月町朴崎から真方位 200 度 0 分の線、北緯 32 度 41 分の線及び東経 132 度 56 分の線に囲まれた区域のうち北緯 32 度 41 分の線以北の区域 キ 北緯 32 度 37 分の線、東経 133 度 0 分の線及び北緯 32 度 40 分の線に囲まれた区域のうち東経 133 度 0 分の線以东の区域 ク 北緯 32 度 34 分の線及び東経 132 度 50 分の線に囲まれた区域のうち北緯 32 度 34 分の線以南及び東経 132 度 50 分の線以西の区域				
--	--	--	--	--	--